

会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）のあらまし

令和7年6月2日現在

- 1 任用期間 任用の日から同日の属する会計年度の末日まで（ただし、通算して5年を上限として更新する場合があります）。
任用の日から1月の間は条件附採用期間となります。
- 2 業務概要 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連携など。
原則、拠点校に配置し、学校からの要請を受けて派遣対応します。
- 3 報酬等 ①勤務報酬 249,000円／月（資格：社会福祉士、精神保健福祉士）
172,000円／月（資格：なし）
②通勤経費、費用弁償（旅費）
 - ・公共交通機関利用：実費を支給
 - ・交通用具（私用車等）利用：距離に応じた額を支給※その他支給要件あり③その他 期末・勤勉手当を支給
- 4 勤務時間 1週当たり30時間（週4日勤務、1日7.5時間を原則とします）
- 5 休暇 ①年次休暇

勤続年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日

※日数は、1日を7.5時間に換算（10日＝75時間）
※前年に付与された年次休暇の残日数は、1年間に限り繰り越せます。

②年始・年末の休暇 1月1日～3日及び12月29日～31日
③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。
- 6 社会保険 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。
- 7 その他 (1) 災害補償あり。
(2) 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
「地方公務員法」に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、「地方公務員法」に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
(3) 営利企業従事等(副業)に当たっては、従事する内容及び勤務時間（合算した労働時間が1日8時間、週40時間を超えない）などについて、必ず事前に相談していただき、本業に支障がないかを確認させていただきます。
確認後、教育委員会への申請書提出により従事が可能となります。